

今後の地域協議会の進め方（案）について

1. 地域協議会の主な協議事項の確認（第1回地域協議会 資料1-1より）

- (1) 合理的配慮の推進に関する事項
- (2) 相談事例の対応に関する事項
- (3) 障害理解の研修・啓発などの普及に関する事項
- (4) 条例の施行状況の検討及び見直しに関する事項

(1)～(3)について、協議するとともに、条例の3年後見直しに向けた検討を進めていく。また、(4)の条例の見直し案については、意見募集の実施等も想定し、平成30年11月頃を最終とりまとめのゴールと考えておく必要がある。

2. 見直しに向けた検討の方向性

障害者配慮条例では、障害を理由とする差別にかかわる分野別の対応が定められていないため、見直しに当たっては具体的な差別に関する現状を踏まえて、分野ごとに必要な取組などを協議によって具体化していく必要がある。

加えて、(1)～(3)について条例に基づく取組の定期的な実施状況の点検及び評価を行い、分野別の対応以外に必要な見直し項目についても具体的に洗い出していく必要がある。

3. スケジュール案

(1) 平成28年度：翌年3月までに3回開催

今年度は見直しの協議に向けた地ならしとして、上記(1)～(3)を各回の協議テーマとして設定し、主にテーマに沿った取組報告と意見交換を持つ。

- 第2回（8月23日）協議テーマ：障害理解の研修・啓発などの普及
- 第3回（11月下旬）協議テーマ：相談事例への対応
- 第4回（翌年2月下旬）協議テーマ：合理的配慮の推進

(2) 平成29年度：4月から翌年3月までに4回程度開催

取組に関する情報共有は継続しつつ、分野別の対応を各回のテーマとして設定し協議を行う。また、必要に応じて関係者からの意見を聴く機会も確保し、年度末までに分野ごとに必要な取組を整理する。

(3) 平成30年度：4月から11月までに3回程度開催

条例の見直し案を具体的に形にした上で、内容について検討を重ね、最終的な取りまとめ案を策定する。